備考

1　厚生労働大臣が登録事務を行う場合には厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

2　指定登録機関が登録事務を行う場合には当該指定登録機関に提出すること。この場合にあつては、当該指定登録機関の登録事務規程に定めるところにより手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

3　「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

4　④欄は、従たる事務所がある場合には、その名称及び所在地を併記すること。

5　⑥欄は、合格証の年月日を記入すること。

6　申請書には、合格証の写しを添付すること。